

○東大阪都市清掃施設組合執行機関の附属機関に関する条例

令和元年 7 月 8 日

東大阪都市清掃施設組合条例第 1 号

改正 令和 3 年 2 月 19 日 条例第 1 号

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定めるもののほか、東大阪都市清掃施設組合が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関ごとに定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 19 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 1 条関係）

附属機関	担任する事務
生活環境影響調査計画書作成検討委員会	生活環境影響調査の内容等の検討及び計画書作成についての審議に関する事務
環境保全委員会	生活環境影響調査の結果等に対する意見及び新工場建設にあたり環境保全の諸事項についての審議に関する事務
総合評価一般競争入札審査委員会	総合評価一般競争入札方式で落札候補者を選定するにあたり必要な事項についての審議に関する事務